

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 第三次補正予算による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 ～医療機関等の感染拡大防止等支援事業～

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

### 参考資料

- 令和2年6月16日 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」  
厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施にあたっての取扱いについて」
- 令和2年7月31日 厚生労働省「「医療機関・薬局等における 感染拡大防止等支援事業」医療機関等の申請マニュアル ～医療機関等用～」  
Ver 1.2 2020.07.31
- 令和2年12月 厚生労働省「令和2年度厚生労働省第三次補正予算案（参考資料）－第1.新型コロナウイルス感染症の拡大防止策－」
- 令和2年12月22日 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第10版）について」

凡例

通知等

MPSコメント

資料No.20201225-1106

本資料は、2020年12月22日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

2020年12月21日 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等について、第3次補正予算案が閣議決定

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	
4月30日(第1次補正予算)で成立した事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口設置事業</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策事業</li> <li>・ 入院医療機関設備整備事業</li> <li>・ 帰国者・接触者外来等設備整備事業</li> <li>・ 感染症検査機関等設備整備事業</li> <li>・ 感染症対策専門家派遣等事業</li> <li>・ 重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</li> <li>・ D M A T・D P A T等医療チーム派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師等派遣体制の確保事業 (第2次補正予算により薬局薬剤師も対象に追加)</li> <li>・ 医療搬送体制等確保事業</li> <li>・ ヘリコプター患者搬送体制整備事業</li> <li>・ 地域医療支援体制構築事業</li> <li>・ 休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業 (第2次補正予算により薬局も対象に追加)</li> <li>・ 外国人患者受入れのための設備整備事業</li> </ul>
6月12日(第2次補正予算)で成立した事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点医療機関体制整備事業</li> <li>・ 重点医療機関等設備整備事業</li> <li>・ 対応従事者慰労金交付事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疑い患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</li> <li>・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</li> </ul>
12月15日(第3次補正予算案)で閣議決定した内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナ緊急包括支援交付金の増額 (病床や宿泊療養施設等の確保)</li> <li>・ 診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援</b></li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応等</li> </ul>

年明け(2021年1月以降)の国会で成立か？

# 新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業について（第3次補正予算分）

## ●対象施設

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う保険医療機関、保険薬局、訪問看護ST、助産所  
**（第3次補正予算分については第2次補正予算分で既に補助を受けた医療機関等も対象となる）**

## ●対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

※ **令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象**

（第2次補正予算分は令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象）

## ●1施設当たり補助の上限額

	第2次補正予算分 (2020/4/1～2021/3/31の経費が対象)	第3次補正予算分 <b>(2020/12/15～2021/3/31の経費が対象)</b>
病院	200万円 + 5万円 × 病床数	25万円 + 5万円 × 許可病床数
有床診療所（医科・歯科）	200万円	25万円 + 5万円 × 許可病床数
無床診療所（医科・歯科）	100万円	25万円
薬局、訪問看護ST、助産所	70万円	20万円

## ●申請について

第3次補正予算分の申請は、予算成立後(2021年1月以降)に可能となる。  
 詳細は予算成立後に明示されるが、第2次補正予算時と同じ仕組みを使用すると予想される

# 各対象科目に該当する費用（医療機関・薬局等共通）

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、**幅広く補助の対象経費となる**

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
謝金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
会議費	感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
旅費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
需用費	消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等
役務費	職員の感染に係る保険料 等
委託料	施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等
使用料及び賃借料	寝具リース料 等
備品購入費	HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

## 【2020年12月22日付Q&A(第10版)で示された対象経費の例】

- ・日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）
- ・日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）
  - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・換気のための軽微な改修（修繕費となるもの）
- ・水道光熱費、燃料費
- ・電話料、インターネット接続等の通信費
- ・休業補償保険等の保険料
- ・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
- ・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・日常診療に要する検査外注費
  - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外
- ・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・既存の診療スペースに係る家賃
- ・既存の医療機器・事務機器のリース料